

(別添)

財政状況等一覧表（平成18年度）

(百万円)

団体名 東京都八丈町

標準財政規模 (A)	臨時財政対策 債発行可能額 (B)	合計 (A)+(B)
2,899	161	3,060

1 一般会計及び特別会計の財政状況（主として普通会計に係るもの） (百万円)

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの 繰入金	備考
一般会計	7,628	7,522	106	106	6,814	5	基金から197百万円繰入
普通会計	7,583	7,477	106	106	6,814	5	基金から197百万円繰入

2 1以外の特別会計の財政状況（公営企業を含む公営事業会計に係るもの） (百万円, %)

	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	<法適用以外> 形式収支	純損益 (実質収支)	企業債(地方 債)現在高	他会計からの 繰入金	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
水道事業会計	281	279	—	2	1,850	27	101.3	—	—	法適用企業
病院事業会計	1,442	1,471	—	△ 29	2,518	296	96.0	—	160	法適用企業
一般旅客自動車運 送事業会計	124	123	—	1	12	67	100.8	—	—	法適用企業
国民健康保険事業会計 (事業勘定)	(歳入) 1,086	(歳出) 1,271	△ 185	(実質収支) △ 185	—	81	—	—	—	
老人保健医療事業会計	(歳入) 673	(歳出) 656	17	(実質収支) 17	—	74	—	—	—	
介護保険事業会計 (保険事業勘定)	(歳入) 660	(歳出) 603	57	(実質収支) 57	—	106	—	—	—	基金から10百万円繰入

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
2. 法適用企業に係るもの以外のものについては、「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「実質収支」を表示している。
3. 不良債務及び累積欠損金は、正数で表示している。

3 関係する一部事務組合等の財政状況 (百万円, %)

	歳入 (総収益)	歳出 (総費用)	<法適用以外> 形式収支	実質収支 (純損益)	地方債(企業 債)現在高	当該団体の負 担金割合	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
東京都島嶼町村 一部事務組合	344	337	7	7	947	27.3	—	—	—	
東京都市町村職員 退職手当組合	8,838	8,402	436	436	—	2.4	—	—	—	
東京都市町村議会議員 公務災害補償等組合	5	3	2	2	—	1.8	—	—	—	
東京都市町村 総合事務組合	1,115	1,060	55	55	—	1.6	—	—	—	
東京都市町村総合事務 組合 (交通災害共済事業 特別会計)	578	463	115	115	—	—	—	—	—	
東京都後期高齢者医 療広域連合	0	0	0	0	—	0.0	—	—	—	

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況 (百万円)

	経常損益	資本又は 正味財産	当該団体か らの出資金	当該団体か らの補助金	当該団体か らの貸付金	当該団体か らの債務保証に 係る債務残高	当該団体か らの損失補償に 係る債務残高	備考
—	—	—	—	—	—	—	—	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入している。

5 財政指数

財政力指数	0.404	実質収支比率	3.7%
実質公債費比率	7.8%	経常収支比率	91.2%

(注) 実質公債費比率は、平成19年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成16年度から平成18年度の3カ年平均である。